

目的

有害物質による地下水汚染の未然防止

適用開始日

平成24年6月1日

対象施設

※水濁法：水質汚濁防止法

①有害物質を使用する特定施設（有害物質使用特定施設）

②有害物質を貯蔵する施設（有害物質貯蔵指定施設）

※「有害物質」：人の健康に被害を生ずるおそれがある物質として水濁法施行令で定められている物質

※「特定施設」：水濁法第2条第2項で定められている施設

※「有害物質貯蔵指定施設」：常時移動させながら使用するドラム缶、一斗缶やポリタンク等は対象外

主な改正内容

1 対象施設の拡大

対象施設を設置する場合は、構造等について都道府県知事等へ事前に届出が必要になります。

【改正法の施行に伴い対象となる施設（水濁法第5条第3項）】

- ・下水道に排水の全量を放流等している有害物質使用特定施設
- ・有害物質貯蔵指定施設

※ 現在既に設置されている対象施設については、6月1日から7月2日までの間に使用届出書の提出が必要です。

※ 公共用水域に排水している工場・事業場に設置されている特定施設で、既に水濁法に基づき届出されているものについては、今回の使用届出書の提出対象とはなりません。ただし、有害物質貯蔵指定施設がある場合、指定施設については届出対象となります。

2 構造等に関する基準の遵守義務等

対象施設について、構造等に関する基準を遵守しなければいけません。また、都道府県知事等は当該施設が基準を遵守していないときは、構造等の改善命令ができます。

※ 既設の施設については、3年間は構造等に関する基準は猶予されます。

3 定期点検の義務の創設

対象施設について、定期的にその施設の構造等を点検・記録し、その記録を3年間保存することが義務付けられます。

※ 既設施設についても適用されます。

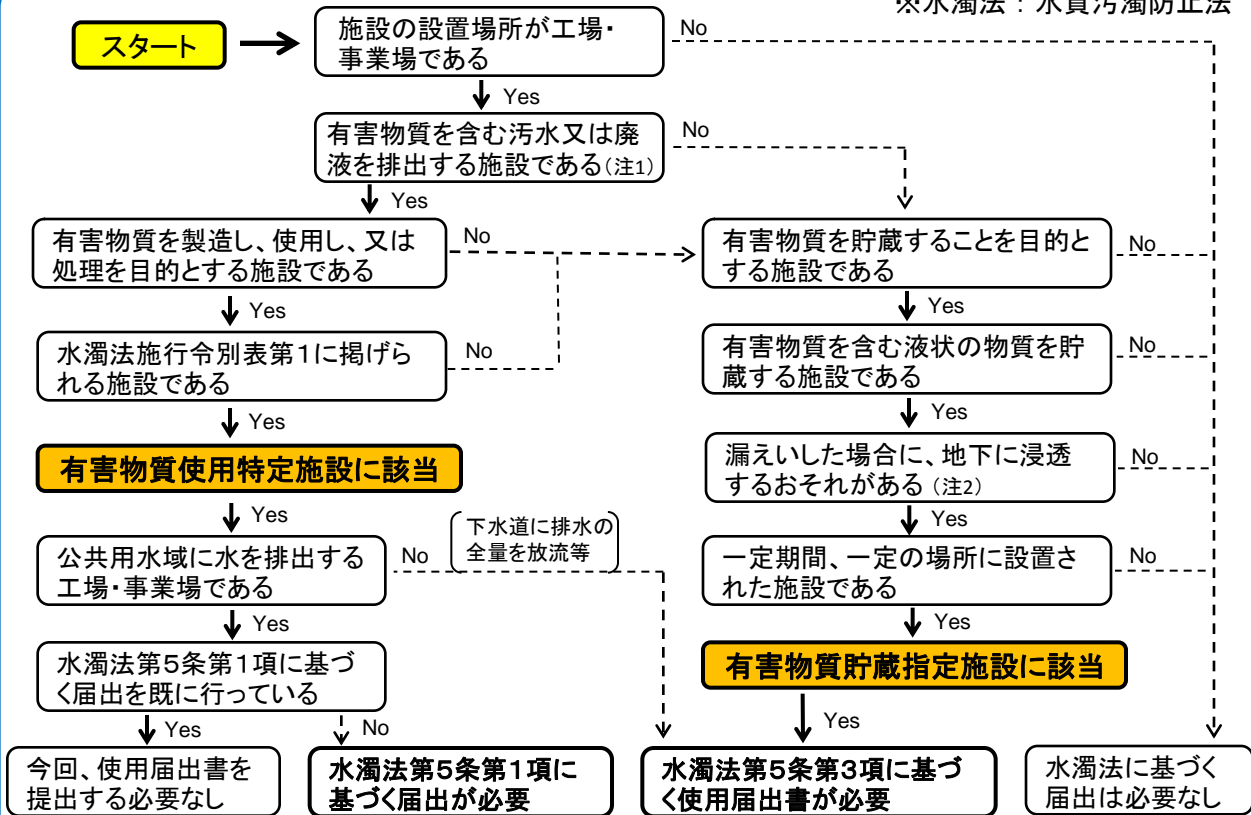
有害物質（26物質） 平成24年4月現在

カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふつ素及びその化合物、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物



対象施設判定フローチャート

※水濁法：水質汚濁防止法



(注1)「有害物質」には、有害物質そのものの他、有害物質を含む水(液体)が含まれ、例えば有害物質を含む溶液、廃液等が該当する。

(注2)「おそれがない」とは、漏えいした時に気化するような液体を貯蔵する場合をいう。

【問い合わせ先】

お問い合わせは、対象施設を設置している工場・事業場を管轄している各環境管理事務所又は埼玉県環境部水環境課土壌・地盤環境担当まで。

環境管理事務所	所在地	管内市町村
中央環境管理事務所	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 ☎ 048-822-5199 (浦和合同庁舎)	鴻巣市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市、伊奈町
西部環境管理事務所	〒350-1124 川越市新宿町1-1-1 ☎ 049-244-1250 (川越地方庁舎)	飯能市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、日高市、ふじみ野市、三芳町
東松山環境管理事務所	〒355-0024 東松山市六軒町5-1 ☎ 0493-23-4050 (東松山地方庁舎)	東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
秩父環境管理事務所	〒368-0042 秩父市東町29-20 ☎ 0494-23-1511 (秩父地方庁舎)	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町
北部環境管理事務所	〒360-0031 熊谷市末広3-9-1 ☎ 048-523-2800 (熊谷地方庁舎)	本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町
越谷環境管理事務所	〒343-0813 越谷市越ヶ谷4-2-82 ☎ 048-966-2311 (越谷合同庁舎)	八潮市、三郷市、吉川市、松伏町
東部環境管理事務所	〒345-0025 杉戸町清地5-4-10 ☎ 0480-34-4011	行田市、加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町、白岡町、杉戸町

※ 政令市(さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、草加市及び越谷市)及び特例条例市(狭山市及び上尾市)は各市役所へお問い合わせください。

埼玉県環境部水環境課土壌・地盤環境担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 ☎ 048-830-3084